



# 令和5年度 職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験案内

(問い合わせ先) 和歌山県人事委員会

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1  
TEL 073-441-3763(直通)  
FAX 073-433-4085

和歌山県外の民間企業や公的機関等での経験の中で培った経営感覚や柔軟な発想力を県政発展のために生かしていただくことを目的とした採用試験です。和歌山県にUIターンして活躍いただける方を募集します。

**受付期間** 3月2日(木) 午前10時～3月22日(水) 午後4時

**第1次試験日時** 4月16日(日) 午前10時集合

**第1次試験場所** 和歌山県民文化会館(和歌山市小松原通1-1)

## 試験制度の主な変更点

- ・基礎能力試験をSPI試験からSCOA総合適性検査に変更します。
- ・論文試験を第1次試験で実施します。(採点は従来どおり第3次試験で行います。)
- ・職務経歴確認票の提出方法を郵送・メールから電子申請サービスに変更します。
- ・自己紹介書の提出時期を申込時から第1次試験時に変更します。

## 1 試験区分、採用予定人員、主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般行政職 (職務経験者対象)	5人程度	知事部局等における事務
総合土木職 (職務経験者対象)	3人程度	知事部局等における道路、河川及び土地改良事業等に関する施工監理等の業務

(注)申込みができる試験区分は、一つに限ります。申込受理後の「試験区分」の変更はできません。

## 2 受験資格

(1) 次の(ア)から(エ)の全ての要件を満たす人

- (ア) 昭和58年(1983年)4月2日以降に生まれた人
- (イ) 令和5年2月28日現在、和歌山県外に在住の人
- (ウ) 令和5年2月28日現在、和歌山県内に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県内が本庁所在地である公的機関等の常勤の正社員(職員)でない人
- (エ) 試験区分ごとに下記の職務経験を有する人

試験区分	職務経験
一般行政職 (職務経験者対象)	和歌山県外に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県外が本庁等所在地である公的機関等における職務経験期間が、令和5年3月31日時点で通算して5年以上(見込みを含む。)ある人
総合土木職 (職務経験者対象)	和歌山県外に本社若しくは本店を置く民間企業又は和歌山県外が本庁等所在地である公的機関等における土木工事若しくは農業土木工事に関する企画、設計、積算、施工監理等の専門的業務の職務経験期間が令和5年3月31日時点で通算して5年以上(見込みを含む。)ある人

(注)

1 職務経験期間とは、次のいずれかの期間とします。

- (1) 常勤の正社員(職員)として就業していた期間(6か月以上継続して就業していた期間に限る。)
- (2) 常勤の正社員(職員)以外の社員(職員)として就業し、かつ、常勤の正社員(職員)と同じ勤務時間、勤務形態で就業していた期間(6か月以上継続して就業していた期間に限る。)

- 2 複数の職務経験期間がある場合は、一つの職務経験期間について、1か月に満たない日数を切り捨てるものとします。職務経験期間中に3か月以上継続して職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）がある場合は職務経験から除きます。
- 3 受験資格の内容に虚偽の申告がある場合は受験および採用が無効になることがあります。また、最終合格発表後に職務経験期間等を証明する書類の提出を求めます。  
（その他詳細は、6ページ「職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験に関するQ & A」をご確認ください。）

- (2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。(イ)～(エ)は、地方公務員法第16条に規定する人
- (ア) 日本国籍を有しない人
- (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (ウ) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 試験日、試験地、合格発表

	試験日時	試験地	合格発表
第1次試験	令和5年4月16日（日） 午前10時	和歌山市	令和5年4月27日（木）午後3時に和歌山県ホームページに掲載します。（通知は行いません。）
第2次試験	令和5年5月12日（金）から5月14日（日）の間で指定する1日		令和5年5月23日（火）午後3時に和歌山県ホームページに掲載します。（通知は行いません。）
第3次試験	令和5年6月3日（土）又は6月4日（日）のいずれかで指定する1日		令和5年6月19日（月）午後3時に和歌山県ホームページに掲載するとともに合格者に通知します。

- ※ 試験日及び合格発表日は変更する場合があります。
- ※ 1次試験会場は5ページ「試験会場案内図」をご覧ください。
- ※ 合格発表は、和歌山県のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/>）の「新着情報」でもお知らせします。

### 4 試験の方法、内容

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験 (SCOA) (択一式)	500点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験（120題を全問必須回答） 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、 一般知識・時事、基礎英語	1時間
	論文試験	200点※	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とします。	
第2次試験	面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接	
第3次試験	面接試験	1200点	人物、能力、性格等についての個別面接	

※ 論文試験の採点は、第3次試験で行います。

(1) 試験の内容は、大学卒業程度で行います。

(2) 第1次試験の合格者は第1次試験（論文試験を除く。）の総合得点順に決定し、第2次試験の合格者は第1次試験（論文試験を除く。）及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定し、最終合格者は第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点順に決定します。

ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となります。

(3) 令和4年度の論文課題、試験実施結果は和歌山県人事委員会のホームページ「和歌山県職員採用情報」(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/210100/saiyou.html>)に掲載しています。

## 5 受験手続と受付期間

**電子申請サービスにより申し込んでください。**（ダウンロードしたファイルを印刷する必要がありますのでプリンターが必要です。）人事委員会事務局ホームページにある「職員採用情報」欄の「採用試験申込」をクリックし、ページにある「令和5年度職務経験者を対象としたU I ターン型和歌山県職員採用試験」を選択して、画面上の指示に従って申込手続を行ってください。

**3月2日（木）午前10時 ～ 3月22日（水）午後4時まで**



※受付期間中に正常に受信したものに限り受け付けます。  
 ※ご使用の機種や環境によっては、対応できないことがあります。  
 ※申込者側の機器の停止や通信障害などによるトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申込手続を行ってください。 申込みはこちらから↑

### 職務経歴確認票の作成・提出について

和歌山県人事委員会事務局ホームページの「職員採用情報」欄の「採用試験申込」に掲載している職務経歴確認票様式をダウンロードし、電子申請サービスで登録により提出してください。

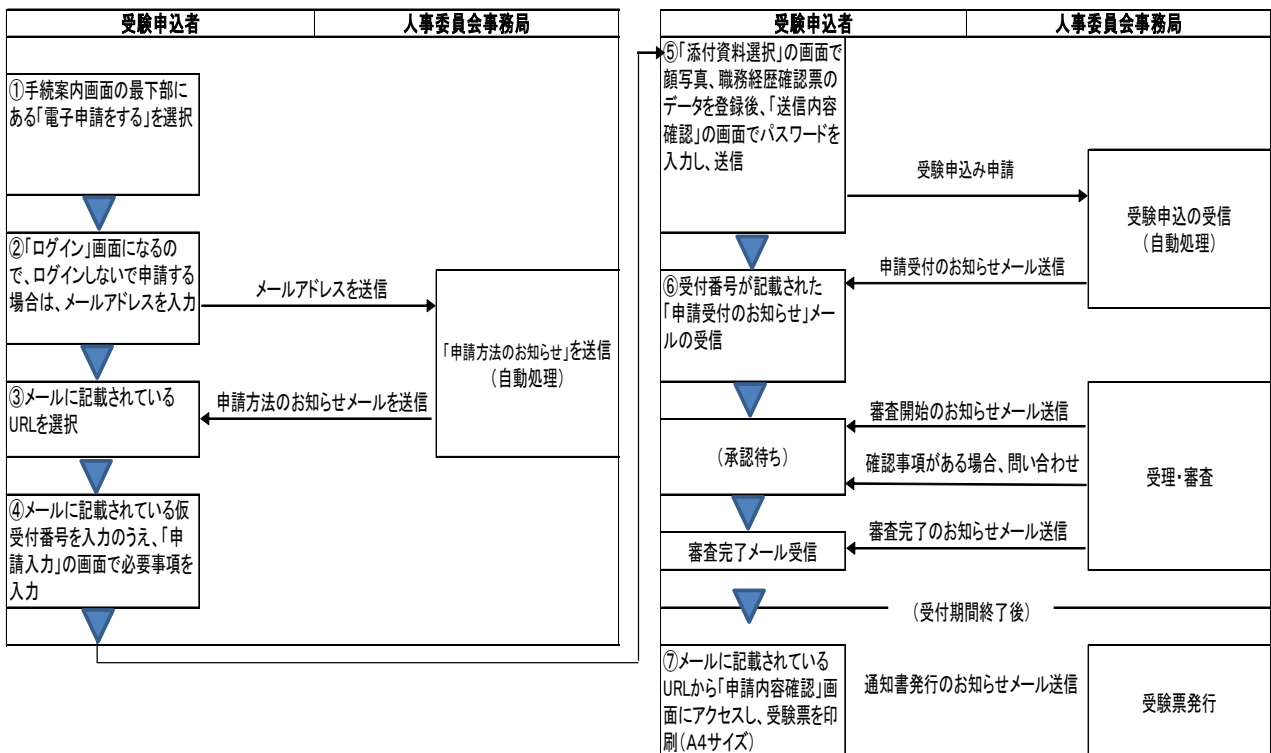
### 自己紹介書の作成・提出について

上記和歌山県人事委員会事務局ホームページに掲載している自己紹介書様式をダウンロードし、第1次試験日までに記入した上で第1次試験当日に試験会場に持参し提出してください。

受付期間等

### 電子申請サービスによる申込み手続

申込手続等



※電子申請に関する通知はメールで行いますので、通知を受信できる環境に設定しておいてください。  
 ※申請時に利用したメールアドレス、パスワード及び受付番号は、受験票発行及び試験結果の情報提供を受ける際に必要ですので、大切に保管してください。  
 ※上記⑤顔写真の登録は、申込み前6ヵ月以内に撮影した本人の顔写真（脱帽、正面向、無背景、縦横比おおむね4：3）の画像ファイルを添付してください。（「.png、.jpg、.jpeg」の10メガバイトまでのファイルが添付可能）登録した顔写真は、申込書に反映されます。  
 職務経歴確認票はエクセル形式またはPDF形式で登録してください。  
 ※上記⑥「申請受付のお知らせ」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局にお問い合わせください。  
 ※「審査完了のお知らせ」のメールが申請受付後3日以内（日曜日、土曜日、祝日を除く。）に届かない場合は和歌山県人事委員会事務局まで連絡してください。  
 ※上記⑦受験票はA4サイズの紙に印刷し、試験当日は作成した受験票と自己紹介書を必ず持参してください。  
 ※電子申請サービスの利用者登録を行った上で、申込みをした場合は、「利用者ID発行と確認処理URLのお知らせ」のメールが送信されますので利用者IDとパスワードを入力して電子申請サービスにログインした後、キーワード検索で「UIターン型」と入力してください。

※電子申請サービスにより申し込むことができない場合や、職務経歴確認票を電子申請サービスで登録できない場合は、必ず3月14日（火）までに和歌山県人事委員会事務局（073-441-3763）まで連絡してください。郵送用の申込書を送付します。

（注）この採用試験において取得した個人情報は、職員採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。また、受験に際し提出された書類は、和歌山県人事委員会事務局において一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。

## 6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が提示し、その中から採用者が決定されます。（採用候補者名簿の有効期間は原則1年です。）この試験の最終合格者は、原則として令和6年4月1日に採用されません。

ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は令和6年4月1日以前に採用される場合があります。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね191,700円（令和4年4月1日現在の額）で、経歴に応じて一定の額（公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算されます。

（具体例：大卒後、職務経験を10年間有する人の採用時の給料月額は、219,200円～234,500円）

このほか職員の給与に関する条例等の定めに従い、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

## 7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験を希望する場合は、申込時に該当欄で「希望する」を選択した上で、必ず申込時に和歌山県人事委員会事務局に連絡してください。

## 8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができます。受験票発行の手続きと同様に、「通知書発行のお知らせ」のメールに記載された方法に従って、試験結果をダウンロードしてください。

試験の種類	情報提供の対象者	内 容	期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合はその旨	合格発表の日の翌日の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位並びに第1次試験と第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の得点及び順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験から第3次試験までを合わせた総合得点及び総合順位	

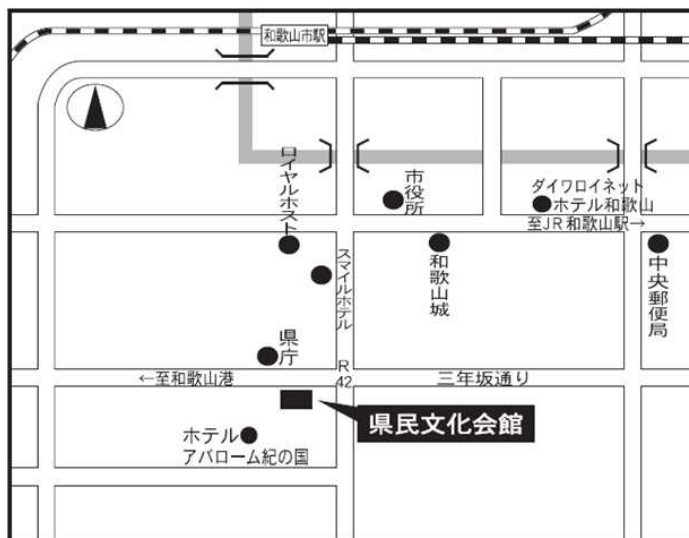
## 9 受験上の注意事項

大雨・地震などの非常時又は新型コロナウイルスの感染状況等により、試験日程等を変更することがあります。その場合は、試験当日の午前7時までに、それぞれ変更の有無を決定します。決定した内容については、和歌山県人事委員会事務局ホームページ「職員採用情報」(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/210100/saiyou.html>)に掲載する予定です。**適宜ホームページを確認してください。**

## 10 試験会場案内図

**和歌山県民文化会館**（和歌山市小松原通1-1）

JR和歌山駅又は南海和歌山市駅から和歌山バスに乗車、県庁前下車、徒歩4分



### 《 注 意 事 項 》

- ・試験会場に駐車場はありません。公共交通機関等を利用してください。
- ・会場周辺での渋滞や事故につながりますので、自家用車での送迎は控えてください。
- ・迷惑駐車を発見したときは、受験できない場合があります。
- ・試験会場内での喫煙を禁止します。
- ・試験室によっては、時計がない場合がありますので、時計が必要な方は各自で持参してください。  
なお、時計は計時機能だけのものに限りません。

## 職務経験者を対象としたUIターン型和歌山県職員採用試験に関するQ & A

Q 1 居住地が和歌山県外でなければ受験できないのですか。

A 1 受験できません。和歌山県へのUIターンを目的とした試験区分のため、令和5年2月28日時点において、和歌山県外に在住されている方を対象としています。

Q 2 和歌山県内に本社がある会社の大阪支社に3年勤務後、県外に本社がある企業で2年勤務していましたが、職務経験5年以上の要件を満たしていますか。

A 2 満たしていません。職務経験に含まれる期間は県外本社企業での2年のみとなります。

Q 3 職務経験には、パートやアルバイトを含みますか。

A 3 パート・アルバイトは含みません。職務経験は、常勤の正社員（職員）として就業していた期間又は常勤の正社員（職員）と同じ勤務時間・勤務形態で就業していた期間のみが該当します。なお、この条件を満たしていれば、契約社員や派遣社員も含みます。

Q 4 職務経験には、自営業を含みますか。

A 4 自営業（個人事業主）として事業を営んでいた場合も職務経験に含みます。その場合、最終合格発表後に職歴証明の代替として事業を営んでいたことを証明できる納税証明書や青色申告書、開業届等を提出していただきます。なお、家業の手伝いは職務経験に該当しません。

Q 5 職務経験には、公務員を含みますか。

A 5 公務員を含みます。育休代替や臨時的任用の場合も、上記A3に記載の条件を満たしていれば含みます。

Q 6 職務経験の期間から除かれる期間には、どのようなものがありますか。

A 6 在職期間中に3か月以上継続して職務に従事していない期間（病気休暇、育児休業等）は職務経験から除きます。ただし、産前産後休暇の期間は通算できます。なお、常勤であっても6か月に満たない期間については職務経験に含むことはできません。

また、複数の職務経験期間がある場合は、1つの職務経験期間につき、1か月に満たない日数を切り捨てるものとします。なお、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職務経験に限ります。

Q 7 出向により別の会社に勤務した場合、その期間を通算することができますか。

A 7 在籍出向の場合は、出向期間を含めて勤務した期間を通算することができます。また、転籍出向（出向先に籍を移している）の場合についても同様に通算することができますが、この場合は最終合格後に転籍ではなく出向であることを証明する書類が必要になります。

Q 8 会社名が変更（合併を含む）となったが、勤務した期間は通算できますか。

A 8 会社名が変更されても、その会社が元は同一であり、継続して勤務している場合は通算できます。この場合は、最終合格後に、前歴証明書により証明する必要があります。

Q 9 勤めていた企業等が倒産し、職務経験期間等を証明する書類の取得が困難な場合、どのようにすればよいですか。

A 9 当該事業を引き継いだ企業等に作成いただくか、公共職業安定所が発行する「雇用保険受給資格者証」や日本年金機構が発行する「被保険者記録照会回答票」等公的な書類を提出していただきます。

Q 10 職務経験期間等を証明する書類が提出できない期間はどうなりますか。

A 10 職務経験に算入することはできません。

Q 11 建設会社で営業や庶務の仕事を行っていた場合、総合土木職の職務経験に含みますか。

A 11 含みません。土木工事や農業土木工事に関する企画、設計、積算、施工監理等、専門的業務を行っていた期間のみを職歴に含みます。

※職務経歴確認票の記入方法・受験資格についての問い合わせは、内容の正確を期するため、電話ではなく必ずメール又はFAXで行ってください。

送信先：e2101003@pref.wakayama.lg.jp F A X：073-433-4085

件名：「質問 UIターン型 氏名」

（本文に連絡先電話番号及び質問内容を記入してください。）

※ その他の質問は下記までお問い合わせください。

和歌山県人事委員会事務局総務課 電話：073-441-3763（平日9:00～17:45）